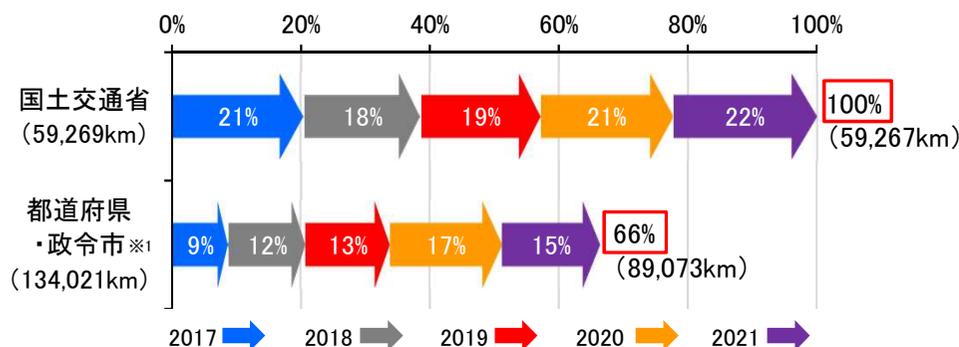


道路メンテナンス年報(2021年度)の概要

- 舗装は1巡目点検が終了。国土交通省と都道府県・政令市ともに、修繕等が必要な延長の着手率が低水準。
- 橋梁・トンネル・道路附属物等について、2巡目の点検は着実に進捗。
- 橋梁について、地方公共団体の修繕が必要な橋梁の措置着手・完了率が低水準。

■ 舗装の1巡目の点検結果



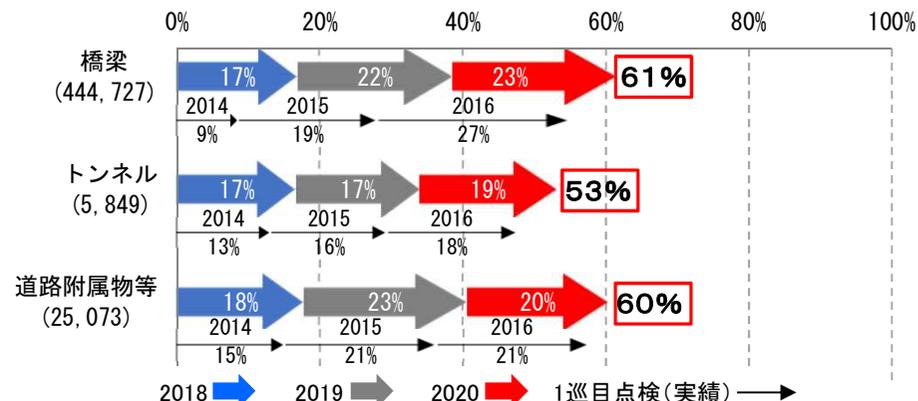
1巡目点検(2017~2021年)が終了
国土交通省:100%、都道府県・政令市:66%の延長を点検

■ 舗装の修繕等措置状況

管理者	措置が必要な延長※2	措置に着手済みの延長	
		うち完了	
国土交通省	7,460	1,272 (17%)	1,168 (16%)
都道府県・政令市	10,947	2,026 (19%)	1,725 (16%)

国土交通省・都道府県・政令市ともに修繕等の措置が必要な延長に対して、措置が約2割と低水準

■ 橋梁・トンネル・道路附属物等の2巡目点検実施状況



2巡目の点検実施状況は1巡目よりも着実に進捗

■ 1巡目点検で修繕が必要とされた橋梁の修繕等措置状況

管理者	措置が必要な施設数※3	措置に着手済みの施設数		点検後5年以上経過した施設数	うち未着手数※4
		うち完了			
国土交通省	3,402	3,107 (91%)	1,805 (53%)	1,928	0 (0%)
高速道路会社	2,539	2,068 (81%)	1,533 (60%)	1,172	0 (0%)
地方公共団体	62,694	40,611 (65%)	28,589 (46%)	38,678	11,353 (29%)

地方公共団体の措置着手・完了率が低水準であり、5年以上経過後も約3割の橋梁に未着手

※1: 地方公共団体の舗装については都道府県・政令市が管理する重要物流道路などの重交通を担う道路を対象としている。

※2: 判定区分Ⅰ～Ⅲのうち、判定区分Ⅲ(修繕段階)の延長。

※3: 判定区分Ⅰ～Ⅳのうち、判定区分Ⅲ(早期措置段階)及び判定区分Ⅳ(緊急措置段階)の橋梁数

※4: 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとされている

(参考)道路メンテナンス年報の公表

○国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解いただくため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてとりまとめて公表。

■ 道路メンテナンス年報公表に関する経緯

○ 笹子トンネル天井板落下事故[2012.12]

○ 道路法の改正[2013.6] : 点検基準の法定化(橋梁・トンネル・道路附属物等)

○ 定期点検に関する省令・告示 施行[2014.7] : 5年に1回、近接目視による点検開始

○ 道路メンテナンス年報公表[2015.11~(毎年)]

【主な掲載内容】・橋梁、トンネル、道路附属物等の点検結果及び修繕等措置の実施状況

・舗装の点検結果及び修繕等措置の実施状況

・小規模附属物・土工構造物の点検結果及び修繕等措置の実施状況 等